

平成25年12月6日
株式会社 愛知銀行

「愛知銀行NISAキャンペーン」の実施について

株式会社愛知銀行（頭取 幅 健三）では平成26年1月6日（月）より、下記のとおり愛知銀行NISAキャンペーンを実施いたしますのでお知らせします。

キャンペーンではNISA口座で投資信託をご購入、または積立投資信託をご契約いただいた個人のお客さまにQUO（クオ）カードを進呈します。

記

1. 名 称：『愛知銀行NISAキャンペーン』
2. 期 間：平成26年1月6日（月）～平成26年3月31日（月）
3. 概 要

対 象	・以下の①または②の条件を満たす個人のお客さま <先着2,000名様> ①NISA口座で1回200,000円以上（申込手数料を含む）投資信託を購入された方 ②NISA口座であいぎん積立投信を10,000円以上ご契約された方 ※ただし、期間中お一人さま1回限り
景 品	・QUO（クオ）カード1,000円分
景品の交付	・対象のお客さまのご登録住所へ後日郵送させていただきます。
留意事項	・申込みには、投資信託取引口座、非課税口座の開設が必要です。 ・非課税口座の開設には1ヶ月程度かかる場合があります。 ・非課税口座開設のみの場合はキャンペーンの対象となりません。 ・期間中お一人さま1回限りです。 ・①、②の条件を同時に満たしたお客様でも景品は1,000円分となります。 ・先着定員（2,000名様）に到達した時点で予告なく終了する場合があります。
商号等	株式会社愛知銀行 登録金融機関 東海財務局長（登金）第12号
加入協会	日本証券業協会

※詳しくは別添のチラシをご参照ください。

以 上

愛知銀行

NISA

キャンペーン



キャンペーン期間 平成26年1月6日(月)～平成26年3月31日(月)

※キャンペーンは、先着定員に到達した時点で予告なく終了する場合がございます。

対

以下の①または②の条件を満たすお客さま

象

① NISA口座で1回200,000円以上(申込手数料を含む)投資信託をご購入いただいた方

② NISA口座であいぎん積立投信を10,000円以上ご契約いただいた方

※ただし、期間中お一人さま1回限りとさせていただきます。

先着
2,000
名様

①、②のいずれかの条件を満たした方に

QUOカード1,000円分プレゼント!

(クオ)

・上記①、②の条件を同時に満たした場合でも、景品は1,000円分とさせていただきます。

※景品はお届けのご住所に後日郵送させていただきます。なお、景品のお届けには1ヶ月程度かかる場合がございます。ご了承ください。



キャンペーン
に関する
留意事項

- (1) キャンペーン期間内にお客さまからお申込書類を受け付け、当行において注文入力完了したお取引が対象となります。
- (2) お申込みにあたっては、愛知銀行で投資信託取引口座および非課税口座の開設が必要となります。なお、非課税口座の開設には1ヶ月程度かかる場合があります。



あい、ふれあい、きずきあい

愛知銀行

非課税口座に関する留意事項

- 非課税口座は、一つの勘定設定期間において、すべての金融機関で1人1口座となります(複数の金融機関で口座開設することはできません)。また、他の金融機関などに非課税口座を変更することはできません。
- 非課税口座は、口座開設のお申込みをいただいた後、一定期間経過後に開設されます(すぐに開設されるわけではありません)。
- 当行で開設する非課税口座への受け入れ対象となるのは、当行取扱いの公募株式投資信託に限られます(上場株式や上場投資信託(ETF・REIT)等は取扱っておりません)。
- 現在特定口座や一般口座で保有している投資信託を非課税口座へ移管することはできません。
- 年間の非課税投資枠は100万円(お申込手数料を除く金額)であり、各年において100万円に満たなかった未使用の非課税投資枠を翌年以降に繰り越すことはできません。
- 非課税口座内の公募株式投資信託を一度解約すると、その非課税投資枠の再利用はできません。したがって短期間での売買等を前提とした投資には適していません。
- 非課税口座内の公募株式投資信託を特定口座や一般口座に移管*した場合は、移管日の価額で新たに取得したものとみなされます。
※非課税口座の廃止、贈与または相続もしくは遺贈、非課税期間終了に伴う特定口座等への移管等を含みます。
- 非課税口座を廃止した場合、同じ勘定設定期間において再度非課税口座の開設はできません。また、転勤等で他県等へ転居し当行の非課税口座を廃止した場合も同様です(当行の取扱店の変更はできません)。
- 非課税口座内の公募株式投資信託を換金し譲渡損失が発生しても、特定口座等で保有する他の上場株式等の譲渡益や配当等との損益通算はできません。また、損失の繰越控除もできません。
- 公募株式投資信託における分配金のうち元本払戻金(特別分配金)はもともと非課税であり、非課税口座においては制度上のメリットを享受できません。

◆非課税口座の開設申込みには、愛知銀行で投資信託取引口座の開設が必要となります。

当行で投資信託取引口座を未開設のお客さまは、投資信託取引口座の開設手続きをお願いいたします。

投資信託に関する留意事項

- 投資信託は預金ではなく、預金保険の対象ではありません。また、当行に預託いただく投資信託は、投資者保護基金による一般顧客に対する支払いの対象ではありません。
- 投資信託は元本が保証されている商品ではありません。
- 投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入されたお客さまに帰属いたします。
- 購入する投資信託は、愛知銀行が販売の取扱いを行い、各投資信託委託会社(運用会社)が設定・運用を行います。
- 投資信託は、国内外の値動きのある株式・債券・不動産投信などの有価証券等に投資しますので、運用実績は市場環境等により変動します。また外貨建て資産に投資するものは、この他に通貨の価格変動(為替変動リスク)により基準価額が変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、お受取金額が投資元本を下回る場合があります。
- 投資信託は、ご購入時にお申込手数料(お申込金額または基準価額に対して最大3.15%(税込))ならびにご換金時には一部の商品で解約手数料(公社債投信で1万口あたり最大105円(税込))が必要なものと信託財産留保額(ご換金時の基準価額に対して最大0.5%)が基準価額から差し引かれるものがあります。保有期間中には信託報酬(純資産総額に対して最大年率1.89%(税込))とその他の費用として監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、組入れ資産の保管等に要する諸費用等を信託財産から間接的にご負担いただきます。なお、「その他の費用」および「手数料等の合計額」については、保有期間や運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。詳細は投資信託説明書(交付目論見書)等によりご確認ください。
- ファンドによっては、お取扱いできない日や大口の換金について制限がある場合があります。
- 投資信託のリスクおよび手数料等は商品毎に異なりますので、投資信託をご購入の際は、当行本・支店の窓口にて事前にお渡しする各商品の最新の投資信託説明書(交付目論見書)および目論見書補完書面の内容をよくお読みいただいたうえで、ご自身でご判断ください。

お問い合わせは愛知銀行の窓口または個人部個人営業支援グループまで

個人部個人営業支援グループ

商号等:株式会社愛知銀行

登録金融機関 東海財務局長(登金)第12号

加入協会:日本証券業協会

フリーダイヤル



0120-858-013 (平日 9:00~17:00)

作成日:平成25年11月1日